

【論文6】

原始仏教聖典におけるバラモン修行者

—— *jaṭila* (螺髻梵志) と *vānaprastha* (林住者) ——

森 章司

補記 パーリやサンスクリットの文章を日本語訳する際には、その原語や説明文は（ ）の中に、語句を補う場合は〔 〕の中に記入した。また本論文には常用漢字・旧漢字を混用する結果となったが諒とされたい。

【0】はじめに

[1] 律蔵の「受戒韃度」⁽¹⁾は仏教サンガへの入団に際しての資格審査規則と審査の行い方、入団の作法を記したものである。それとともに『パーリ律 (*Vinaya*)』『四分律』『五分律』はこれらの規定が制定されるに至るまでの因縁を記しており（広律のうち『十誦律』や『僧祇律』あるいは『根本有部律』の「出家事」は因縁譚を付さない）、それが図らずも成道以降しばらくの間の釈尊の伝記のような形を呈しているので、『ラリタヴィスタラ (*Lalitavistara*)』や『過去現在因果経』などの「仏伝経典」と呼ばれる文献群もこれをその主資料として使用することになり、これによってもっとも古い「仏伝」として世に喧伝されることになった。

しかしこれはあくまでもサンガ入団に際しての審査の方法・規則が制定される経過（因縁）を記したものであって、「釈尊教団形成史」としての意味はないではないが、しかし「仏伝」として読むのは危険である。

例えば『パーリ律』は菩提樹下の成道記事から始まる。続いて梵天勸請から初転法輪が描かれ、これによって五比丘が「善来比丘具足戒」によって釈尊の弟子になり、世に6人の阿羅漢が存在することとなった。続いてヤサなどの帰信があり、釈尊は弟子たちを諸国に教化に出された後に、弟子たちに「三宝帰依具足戒」によって弟子たち自身が自分の弟子を取ることを許される。ここに現前サンガの基本理念が成立したわけであるが、仏成道と初転法輪、および阿羅漢たちが存在することになったことが記されるのは、それぞれ仏宝と法宝と僧宝の成立を述べたものであって、これは「三宝帰依具足戒」制定の因縁譚に相当するものと解することができる。

この後再び6年間修行されたウルヴェーラーに戻られた釈尊は、三迦葉とその弟子たち1000人を教化され、王舎城に乗り込んでピンピサーラ王やその民衆の帰依を受けるとともに、舍利弗と目連およびその弟子たち250人を弟子とされる。しかし教化があまりに急がれたためか、王舎城の婦人たちから夫を奪い子を奪って家系を断絶させるなどという非難とともに、宗教者にあるまじき弟子たちの不行跡に対する非難が生じて、そこで和尚と弟子の制やサンガ入団の制度が整えられることになった。これが「十衆白四羯磨具足戒法」であり、これまでの記事はこの因縁譚ということになる。

『四分律』と『五分律』は菩提樹下の成道記事の前に、燃灯仏のもとにおける菩薩の発菩

提心からの前生譚と成道以前の事績が記されているが、これは「仏宝」成立の因縁譚と解することができる。

「受戒韃度」の「仏伝」部分の構成は以上のようになっているのであって、このように解釈すると、この部分がいわゆる「仏伝」を記すことが目的であったのではなく、完成された釈尊教団の正規の受戒法である「十衆白四羯磨具足戒法」制定に至る因縁譚を記すことが本来の目的であったことは明白である。「十衆白四羯磨具足戒法」は10人以上の比丘による「羯磨」によって出家審査がなされるものであって、「羯磨」は現前サンガによるサンガとしての意思決定を意味するから、これには「サンガ」が形成されていることが必要条件となる。「サンガ」は単なる「観念」ではなくきちんとした組織であって、そのメンバーには組織の成員としての自覚がもたれ、その組織の意思決定は組織全体の行動を規制し、一般社会からも認知される、いわば法人格を与えられたような団体でなければならない。したがってこの「仏伝」部分が、このような組織としての意思決定である「羯磨」法が定められるに至る因縁譚とも解釈できるとすれば、この部分は「釈尊教団形成史」としても読めなくはないということになる。

『十誦律』や『僧祇律』あるいは『根本有部律』「出家事」⁽²⁾は「十衆白四羯磨具足戒法」の制定記事から記述され、その制定に至る因縁譚部分は含まれない。換言すれば「釈尊教団形成史」部分を欠くということになる。しかし「受戒韃度」は「十衆白四羯磨具足戒法」というものがどういふものかを記すことが主題であるから、その因縁譚がなくても十分に成立しうるといふ何よりの証左である。

ただし『僧祇律』は「十衆白四羯磨具足戒法」を記す前に、ごく簡単にではあるけれども自具足、善来具足、十衆具足、五衆具足の四種具足があることを記し、仏がなした「善来具足」も諸比丘がなした「善来具足」も有効であることを記している⁽³⁾。『十誦律』は文字通り「十衆白四羯磨具足戒法」の制定から始まるが、「比丘誦」⁽⁴⁾のところで十種具足戒や三種具足戒あるいは比丘尼の三種具足戒が記され、これらが有効な具足戒であることを記している。要するに具足戒法には変遷があつて、仏の「善来比丘具足戒法」や辺地での「五衆白四羯磨具足戒法」を別にしては、比丘たちは最終的には「十衆白四羯磨具足戒法」によって具足戒を受けることのみが有効とされるに至るが、しかしそれ以前にそれ以外の方法で受けた具足戒も有効であることを保証したものである。「十衆白四羯磨具足戒法」だけを記して、三宝帰依具足戒法や善来比丘具足戒法を記さないと、「十衆白四羯磨具足戒法」制定以前に比丘となった比丘性に問題が生じるからである。これも考えあわせてみると、『パーリ律』や『四分律』『五分律』のいわゆる仏伝は、「十衆白四羯磨具足戒法」が制定される以前の受具足戒も有効であることを記すという意図もあつたことが伺われる。

このように「受戒韃度」ははっきりとした編集意図のもとに編集されているのであるから、この編集意図から外れた記事はここには盛り込まれなかったという可能性が強い。たとえ「仏伝記事」としては重要であつたとしても、「十衆白四羯磨具足戒法」制定の因縁譚という編集意図に沿わなければ、ここには記されなかったであろうということである。これが先に、この所謂「仏伝」部分を単純に「仏伝」として読むことは危険であると指摘した理由である。

といつてもこの部分は「十衆白四羯磨具足戒法」制定に至る「因縁譚」ないしは「釈尊教

団形成史」としての意味は有しているのであるから、ある種の「歴史」を記したものには違いない。ただこれをそのまま、釈尊の成道直後のすべての事績を「網羅」していると考えすることは危険であり、「仏伝」としてはここには記されなかった、すなわち「受戒韃度」の編集主題からは外れた、さまざまな「仏伝記事」も挿入してみる努力をすることが必要である、ということになる。

- (1) 『四分律』の用語。『パーリ律』では‘Mahākhandhaka’（大韃度）、『五分律』では「受戒法」という。また正確には『四分律』は「韃」の字を用いるが、諸律一般についていうときは、通例にしたがって「韃」の字を当てた。
- (2) 『根本有部律』「出家事」は舍利弗・目連の出家因縁譚を記す。
- (3) 大正 22 p.412 中。『僧祇律』は三宝帰依具足戒の代わりに、世尊は比丘たちにも善来比丘具足戒によって弟子を取ってよいと認められたとする。
- (4) 大正 23 p.410 上

[2] 「受戒韃度」の所謂「仏伝」部分の有する意味は上記のように理解できるが、厳密に読むとこのように簡単には解釈できない記事がないではない。それがウルヴェーラ・カッサパ (Uruvela-kassapa)、ナディー・カッサパ (Nadi-kassapa)、ガヤー・カッサパ (Gayā-kassapa) の迦葉三兄弟とその弟子たちの教化物語である。

ありうべきその解釈の一つは、彼らがそれぞれ 500 人、300 人、200 人の弟子を持っていて、これが後の釈尊教団の「サンガ」のモデルになったからではないかという推測である。すなわち釈尊教団形成史というモチーフのもとに、このエピソードが記されたという推測である。しかしこの部分の描写には 500 人、300 人、200 人の弟子があったというだけで、果たして後の仏教における「現前サンガ」のモデルとなったかということについては、大いに疑問を感じざるを得ない。ここには‘saṃgha’ないしは‘gaṇa’という言葉は用いられていない⁽¹⁾、後の仏教の比丘たちの「サンガ」の生活を想像させるような記述もない。このようにもし三迦葉がサンガ形成のモデルになっていないとすれば、この記事がここに収められたのは、別の意図があったものと考えざるを得ない。

またこの三迦葉が登場するシーンは「受戒韃度」の所謂仏伝記事では特異というべきである。なぜならまず他のエピソードと比べて延々と長く描写されるし⁽²⁾、原始仏教聖典としては珍しく「神通力」による「折伏」が強調されている。したがってここには何か別の主題が隠されているのではないかという疑問も生じる。

三迦葉は『パーリ律』では‘jaṭila’とされ、『四分律』はこれを「螺髻梵志」と呼び、『五分律』は単に「梵志」と呼んでいる。しかし管見する所、今までにこれら「螺髻梵志」なる宗教者がどのような種類の宗教者であったのかということが十分に明らかにされていないようである。そこで彼ら‘jaṭila’あるいは「螺髻梵志」と呼ばれる宗教者が、どのような宗教者であって、衣食住などにおいてどのような生活をしていたのかを、原始仏教聖典資料を材料として調査して、彼らが「受戒韃度」の因縁譚に取り上げられた理由を探ってみようと考えた。これが本論文を制作するに至った動機である。

- (1) 三迦葉については後述するように、‘vināyaka’等の用語は用いられている。
- (2) PTS のパーリテキストでは *Vinaya*, vol. I, pp.024 l.10~035 l.14 まで。pp.001~024 までには、成道後の 4 週間、梵天勧請、初転法輪、ヤサやその友人の教化、三帰具足戒の制定な

どが記される。

[3] しかしこの論文の表題を「釈尊時代のバラモン修行者——*jaṭila*（螺髻梵志）と *vānaprastha*（林住者）——」としたのは、‘*jaṭila*’を調査しているうちに、彼ら‘*jaṭila*’はバラモン教（ヒンドゥー教）における4つの住期（アーシュラマ）のうちの第3および第4の‘*vānaprastha*’‘*parivrājaka*’、特に前者に相当することに思い至り、門外漢ながら「法典」を調査していくうちに、この両者、すなわち原始仏教聖典の‘*jaṭila*’と、「法典」の‘*vānaprastha*’‘*parivrājaka*’の生活や修行のあり方を明らかにすることは、釈尊時代の仏教の比丘・比丘尼（以降は比丘に代表させる）の生活や修行をあぶり出すためにも非常に有効であろうと考えるに至ったからである。そこで本論文は「受戒鍵度」の中の三迦葉エピソードの意味を考える以上に、‘*jaṭila*’と‘*vānaprastha*’‘*parivrājaka*’の調査結果の報告が多くページを占めることになった。

[4] なお、『十誦律』や『僧祇律』あるいは『根本有部律』「出家事」は、所謂「仏伝」に相当する因縁譚部分をまるごと欠くのであるが、文献としての「律蔵」の形成史を問題とする場合には、本来存在したものが何らかの理由で省略されたのか、それとももともとなかったものに付加されたのか、ということが問題となる。もしこの部分が後世に付加されたものとするなら、「仏伝経典」のネタとなったものへの信頼度が落ちるわけであって、決して軽々しい問題ではない。

また、この「受戒鍵度」の「仏伝」部分を「釈尊教団形成史」として読むときには、我々のこの総合研究に実にさまざまな情報を提供してくれて大変興味深い。全体的には上述したような解釈で誤りはないと考えているが、細かな点については単純に解釈できない記述がないではない。しかしこれらについては「釈尊教団形成史の研究（1）——律蔵『受戒鍵度』の仏伝を読む——」なる別の論考を用意しており、別のモノグラフに掲載する予定であるので、詳しい検討はこれに譲りたい。